

## 問 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）の「会員倫理規程」の抜粋である。以下の文章の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、以下の文章における「会員」とは協会の会員をいう。

第1条 会員は、（ア）に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。

第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ（イ）方法で提供しなければならない。

第7条 会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を（ウ）してはならない。

1. (ア) 順法精神 (イ) 道理に適った (ウ) 勧誘
2. (ア) 順法精神 (イ) 客観的な (ウ) 説得
3. (ア) 専門知識 (イ) 道理に適った (ウ) 勧誘
4. (ア) 専門知識 (イ) 客観的な (ウ) 説得

## (問題 2)

(設問B) 消費者契約法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費者契約の取消権は、追認をすることができる時から1年間行使しないとき、または当該消費者契約の締結時から3年を経過したときは、時効により消滅する。
2. 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項は、無効とされる。
3. 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とされる。
4. 事業者が消費者契約締結の勧誘をする際、消費者に対し重要事項について事実と異なることを告げ、消費者が告げられた内容が事実であると誤認したことによって消費者契約の申込みの意思表示をしたときは、消費者はこれを取り消すことができる。

## 問2

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、ライフプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題3)

(設問A) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「同法」という）」に基づき、住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

わが国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度である「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」が2017年10月にスタートした。

住宅確保要配慮者は、同法に基づく住宅セーフティネット制度において、低額所得者、（ア）、高齢者、障害者、子育て世帯等と定められている。子育て世帯とは（イ）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する世帯をいう。なお、入居後に住宅確保要配慮者でなくなった場合、入居者に退去を促す（ウ）。

1. (ア) 被災者 (イ) 15歳 (ウ) 必要がある
2. (ア) 被災者 (イ) 18歳 (ウ) 必要はない
3. (ア) 失業者 (イ) 15歳 (ウ) 必要はない
4. (ア) 失業者 (イ) 18歳 (ウ) 必要がある

## (問題4)

(設問B) 都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施）の日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 本事業の利用者が福祉施設に入所した場合や病院に入院したときは、本事業を利用することができなくなる。
2. 本事業には、年金証書や預貯金通帳のほか、宝石や書画、骨董品を預かるサービスがある。
3. 成年後見制度の被保佐人や被補助人は、本事業に係る契約内容を理解できる人であっても本事業を利用することができない。
4. 契約締結前の相談および契約締結前の支援計画の作成は無料だが、生活保護受給者を除き、契約締結後のサービスの利用は有料となっている。

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

佐野 正雄さん（本人・会社員）：380万円

佐野 良子さん（妻・会社員）：410万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間360万円

○住宅関連費（賃貸マンション）

家賃（管理費等込み）：年間180万円

○教育費

長男：公立の小学校に在学中で、中学校および高校は公立、大学は私立理系（四年制）への進学を予定している。

長女：小学校、中学校および高校は公立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	110万円	40万円	90万円	85万円	120万円
入学一時金	—	10万円	40万円	15万円	35万円	30万円	30万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○保険料：年間30万円

○自動車関連費

維持費：年間25万円

買替え：2027年に350万円

車検費用：2021年、2023年、2025年、2030年、2032年、2034年、2036年に行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間40万円

○一時的支出

家族旅行：2021年、2024年、2027年、2030年、2036年にそれぞれ30万円、2033年に60万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2021年（基準年）時点の現在価値である。

## &lt;現状のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
家族・年齢	佐野 正雄	本人	37	38	39	40	41	42	43	44
		良子	妻	39	40	41	42	43	44	45
		弘幸	長男	9	10	11	12	13	14	15
		裕美	長女	4	5	6	7	8	9	10
ライフイベント					長女 小学校 入学	長男 中学校 入学		自動車 買替え	長男 高校入学	
	変動率									
収入	給与収入(本人)	0.5%	380	382	384	386	388	390	392	394
	給与収入(妻)	0.5%	410	412	414					
	収入合計	-	790	794	798					
支出	基本生活費	0.5%	360	362	364					
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	180
	教育費(長男)	0.5%	30	30	30	30				
	教育費(長女)	0.5%	10	10	10	30	31	31	31	31
	保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	40	25	40					
	その他支出	0.5%	40	40	40	41	41	41	41	41
	一時的支出	0.5%	30	0	0					
支出合計	-	720	677	694						
年間収支	-	70	117	104	(ア)					
預貯金等残高	0.5%	1,500	1,625	1,737					1,763	

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
家族・年齢	佐野 正雄	本人	45	46	47	48	49	50	51	52
		良子	妻	47	48	49	50	51	52	53
		弘幸	長男	17	18	19	20	21	22	23
		裕美	長女	12	13	14	15	16	17	18
ライフイベント			長女 中学校 入学	長男 大学入学		長女 高校入学		長男就職	長女 大学入学	
	変動率									
収入	給与収入(本人)	0.5%	395	397	399	401	403	405	407	410
	給与収入(妻)	0.5%					435	437	440	442
	収入合計	-						847	852	
支出	基本生活費	0.5%						386	388	
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	180
	教育費(長男)	0.5%			158	127	127	128	0	0
	教育費(長女)	0.5%	31						43	124
	保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%							27	43
	その他支出	0.5%	42	42	42	42	42	43	43	43
	一時的支出	0.5%							0	32
支出合計	-					(イ)		709	840	
年間収支	-							138	12	
預貯金等残高	0.5%							1,941	1,963	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題5)

(設問A) 佐野さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 55 (イ) 878
2. (ア) 55 (イ) 910
3. (ア) 65 (イ) 878
4. (ア) 65 (イ) 910

## (問題6)

(設問B) 佐野さん夫婦は、保険の見直しおよび長男を中学校から私立に進学させた場合のプランニングをCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、以下の<見直しの内容>を反映させたキャッシュフロー表を作成してもらうことにした。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

## &lt;見直しの内容&gt;

教育費：長男は、中学校および高校は私立、大学は私立理系（四年制）へ進学することとする。  
保険料：2022年以降、年間25万円とする。

1. 1,558
2. 1,561
3. 1,566
4. 1,618

&lt;見直し後のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
家族・年齢	佐野 正雄	本人	37	38	39	40	41	42	43	44
	良子	妻	39	40	41	42	43	44	45	46
	弘幸	長男	9	10	11	12	13	14	15	16
	裕美	長女	4	5	6	7	8	9	10	11
ライフイベント		変動率				長女 小学校 入学	長男 中学校 入学		自動車 買替え	長男 高校入学
収入	給与収入(本人)	0.5%	380	382	384	386	388	390	392	394
	給与収入(妻)	0.5%	410	412	414					
	収入合計	—	790	794	798					
支出	基本生活費	0.5%	360	362	364					
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	180
	教育費(長男)	0.5%	30	30	30	30				
	教育費(長女)	0.5%	10	10	10	30	31	31	31	31
	保険料	0.0%	30							
	自動車関連費	0.5%	40	25	40					
	その他支出	0.5%	40	40	40	41	41	41	41	41
	一時的支出	0.5%	30	0	0					
支出合計	—	720	672	689						
年間収支	—	70	122	109						
預貯金等残高	0.5%	1,500	1,630	1,747					1,509	

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
家族・年齢	佐野 正雄	本人	45	46	47	48	49	50	51	52
	良子	妻	47	48	49	50	51	52	53	54
	弘幸	長男	17	18	19	20	21	22	23	24
	裕美	長女	12	13	14	15	16	17	18	19
ライフイベント		変動率		長女 中学校 入学	長男 大学入学		長女 高校入学		長男就職	長女 大学入学
収入	給与収入(本人)	0.5%	395	397	399	401	403	405	407	410
	給与収入(妻)	0.5%					435	437	440	442
	収入合計	—						847	852	
支出	基本生活費	0.5%						386	388	
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	180
	教育費(長男)	0.5%			158	127	127	128	0	0
	教育費(長女)	0.5%	31						43	124
	保険料	0.0%								
	自動車関連費	0.5%							27	43
	その他支出	0.5%	42	42	42	42	42	43	43	43
	一時的支出	0.5%							0	32
支出合計	—							704	835	
年間収支	—							143	17	
預貯金等残高	0.5%	(ウ)						1,609	1,634	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題7)

(設問C) 会社員の大下さんは、2033年3月末に定年退職をする予定である。大下さんは退職後の生活資金を準備するため、2023年4月1日から資金運用を開始する。退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2029年4月1日からの4年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げる。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した貯蓄370万円(2023年3月末時点)を、2023年4月1日から2033年3月末までの10年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2023年4月1日から2029年3月末までの6年間は、毎年3月末に20万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用し、積み立てた金額を2029年4月1日から2033年3月末までの4年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2029年4月1日から2033年3月末までの4年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2033年3月末に退職一時金1,600万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職時から30年間、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に70万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から6年間、年利1.0%で複利運用し、2039年3月末にリフォーム資金として500万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
6年	1.062	1.093	1.126
10年	1.105	1.161	1.219
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
6年	0.942	0.915	0.888
10年	0.905	0.862	0.820
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
6年	6.152	6.230	6.308
10年	10.462	10.703	10.950
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
6年	5.795	5.697	5.601
10年	9.471	9.222	8.983
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
6年	0.173	0.176	0.179
10年	0.106	0.108	0.111
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
6年	0.163	0.161	0.159
10年	0.096	0.093	0.091
30年	0.029	0.027	0.025

1. 28万円
2. 30万円
3. 31万円
4. 35万円

## (問題8)

(設問D) 有馬さんは2023年3月末に定年退職を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の6年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2029年3月末にリタイアする予定である。リタイア後の2029年4月1日以降は、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の〈条件〉に基づく場合、2039年4月1日から2059年3月末までの20年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

## 〈条件〉

## [リタイア前]

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は1,500万円(2023年3月末時点)である。
- ・ 2023年4月1日から2029年3月末までの6年間、上記の資金を年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2023年4月1日から2026年3月末までの3年間は毎年3月末に70万円を、2026年4月1日から2029年3月末までの3年間は毎年3月末に50万円を積み立てながら、年利2.0%で複利運用して、追加の老後資金を準備する。

## [リタイア後]

- ・ 2029年4月1日から2039年3月末までの10年間、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に100万円を取り崩す。
- ・ 2039年4月1日から2059年3月末までの20年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	1.030	1.046	1.061
6年	1.062	1.093	1.126
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	0.971	0.956	0.942
6年	0.942	0.915	0.888
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	3.030	3.045	3.060
6年	6.152	6.230	6.308
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	2.941	2.912	2.884
6年	5.795	5.697	5.601
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	0.340	0.343	0.347
6年	0.173	0.176	0.179
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
3年	0.330	0.328	0.327
6年	0.163	0.161	0.159
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 59万円
2. 63万円
3. 73万円
4. 77万円

## 問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 最上さんは、住宅ローンの借換えを検討しており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。以下の〈現在の住宅ローン〉について、借入れから14年経過した時点(返済回数168回終了後)で、〈借換え後の住宅ローン〉に借換えを行った場合、削減される年間の返済額(元利合計)として、正しいものはどれか。なお、借換えのための諸費用については考慮しないこと。また、計算に当たっては次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

## 〈現在の住宅ローン〉

借入額：3,800万円

金利：年2.60% (全期間固定)

返済期間：30年 (返済回数360回)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

## 〈借換え後の住宅ローン〉

借入額：〈現在の住宅ローン〉の返済回数168回終了後の残高

金利：年1.20% (全期間固定)

返済期間：16年 (返済回数192回)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

<係数表（1ヵ月用）> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	1.18284	1.43851
16年	1.21155	1.51520
30年	1.43307	2.17963

[現価係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	0.84542	0.69516
16年	0.82539	0.65998
30年	0.69780	0.45879

[年金終価係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	182.83731	202.38815
16年	211.55428	237.78639
30年	433.07161	544.44570

[年金現価係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	154.57520	140.69314
16年	174.61395	156.93360
30年	302.19816	249.78786

[資本回収係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	0.00647	0.00711
16年	0.00573	0.00637
30年	0.00331	0.00400

[減債基金係数]

期間	1.20%	2.60%
14年	0.00547	0.00494
16年	0.00473	0.00421
30年	0.00231	0.00184

1. 16万円
2. 18万円
3. 35万円
4. 87万円

## (問題10)

(設問B) 西里さん(会社員・年収780万円)は、住宅購入を計画しており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税については考慮しないものとする。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した住宅購入資金700万円と父から贈与される140万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、年間元利合計返済額が現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.35%(全期間固定)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,379円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 2,790万円
2. 3,310万円
3. 3,440万円
4. 3,720万円

## (問題 1 1)

(設問C) 下表の4人のうち、2022年分の所得税について、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができる人は誰か。なお、「特例特別特例取得」については考慮しないものとする。また、記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

Aさん	2021年に住宅を購入し、住宅ローンは夫との連帯債務とした。取得した住宅の持分割合および住宅ローンの返済割合は、Aさんが10分の1、夫が10分の9である。
Bさん	2021年7月15日に住宅ローンを借り入れて住宅を購入し、2022年3月15日に当該住宅を居住の用に供し、2022年12月31日まで引き続き当該住宅に居住する。
Cさん	2015年に住宅を購入し2018年分までは住宅ローン控除の適用を受けていたが、勤務先からの転任命令により、2019年4月から家族とともに転居し、その家屋を居住の用に供しなくなった。2022年4月に転居先から戻り、再び家族とともにその家屋を居住の用に供している。その間賃貸はしていない。
Dさん	2018年に償還期間が20年の住宅ローンを借り入れて住宅を購入し、住宅ローン控除の適用を受けていた。2022年3月に期間短縮型の繰上げ返済を行った結果、住宅ローンの償還期間（当初の契約による最初の返済月から短縮後の最終の返済月までの期間）が8年となった。

1. AさんとBさんとCさん
2. BさんとCさんとDさん
3. AさんとCさん
4. BさんとDさん

(問題 1 2)

(設問D) 会社員の成田健司さんはパート勤務の妻と3人の子の5人家族である。以下の<資料>に基づき、健司さんが受け取ることができる児童手当の月額として、正しいものはどれか。なお、児童手当の支給要件は満たしているものとする。また、妻と3人の子は児童手当の金額の計上、扶養親族等に該当するものとし、記載のない事項は考慮しないものとする。

<資料>

[成田家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
成田 健司	本人	45歳	前年の給与所得は760万円である。
成田 文香	妻	43歳	前年のパートによる年間収入は90万円である。
成田 彩音	長女	14歳	中学2年生
成田 花梨	二女	13歳	中学1年生
成田 杏奈	三女	10歳	小学4年生

※上記に記載されているもの以外の収入はない。

[児童手当の金額]

支給対象児童	1人当たりの月額
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円※)
中学生	10,000円(一律)

※第3子以降とは、養育している18歳の到達年度の末日までにある子のうち、第3子以降(出生順で数える)をいう。

[手当を受け取る人の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※手当を受け取る人の所得が所得制限限度額を超える場合、特例給付として中学校修了前の児童1人につき月額5,000円を支給する。

1. 15,000円
2. 25,000円
3. 30,000円
4. 35,000円

**(問題 1 3)**

(設問E) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 借入申込人の世帯で扶養する子が2人以内の場合、世帯のいずれかの人が自宅外通学のときは、世帯年収(所得)の上限額が緩和される。
2. 融資対象となる学校は、原則として、中学校卒業以上の人を対象とする修業年限が6ヵ月(外国の教育施設は3ヵ月)以上の教育施設に限られる。
3. 対象となる大学等の受験料や受験のための交通費および宿泊費は、大学等の合格前であっても融資を受けることができる。
4. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれない。

**(問題 1 4)**

(設問F) 日本学生支援機構(以下「本機構」という)の貸与型奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 奨学金の申込み時に「機関保証」を選択した場合、保証料は毎月の奨学金の貸与額から差し引かれ、本機構が奨学生の代わりに保証機関に支払う。
2. 緊急採用・応急採用の申込みは、家計急変の事由が発生してから6ヵ月以内に行わなければならない。
3. 貸与型奨学金は、経済的理由により修学に困難があると認められ、一定の貸与基準を満たす学生・生徒本人に貸与される。
4. 本機構の海外留学支援制度(協定派遣)に採用された人で、所定の要件を満たす場合、留学期間が3ヵ月以上1年以内であれば、第一種奨学金(海外協定派遣対象)の貸与を受けることができる。

**(問題 1 5)**

(設問G) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 総量規制の基準となる定期的な収入には、個人が事業として行う不動産の賃貸収入は含まれない。
2. クレジットカードを利用した商品の購入は総量規制の対象とならない。
3. 銀行のカードローンによる借入れは、総量規制の対象とならない。
4. 健康保険法に基づく高額療養費の貸付は、総量規制の対象となる。

## 問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題16)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間、休憩および休日に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 異なる事業場において労働する労働者についての労働時間に関する規定は、それぞれの事業場ごとに適用され、通算はされない。
2. 1日の労働時間が6時間を超え8時間以下の場合、使用者は労働者に労働時間の途中で少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。
3. 使用者は労働者に少なくとも毎週1回休日を与えなければならないが、4週間を通じ4日以上の日を与えるものとする事はできない。
4. 代休とは、会社の休日と定められた日に労働させ、事後に代わりの休日を与えることであり、労働させた日については休日労働としての割増賃金を支給しなければならない。

## (問題17)

(設問B) 労働基準法に基づく年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 使用者は、年次有給休暇の付与日数が10労働日以上ある労働者に対して、年次有給休暇の基準日から1年以内の期間に、労働者ごとに時季を指定して3日の年次有給休暇を取得させなければならない。
2. 育児・介護休業法に規定する育児休業期間は、年次有給休暇の付与要件の出勤率の算定上、出勤したものとみなされる。
3. 使用者は、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に年次有給休暇を与えることができる。
4. 年次有給休暇を行使できる権利は、それを行使することができる時から2年間行使しない場合、時効によって消滅する。

**(問題 18)**

(設問C) 労働基準法および育児・介護休業法に基づく労働者の出産や育児に係る休業等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 女性労働者は、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から産前休業を取得しなければならないが、その間は本人が希望しても就業することはできない。
2. 女性労働者は、出産の翌日から8週間は産後休業を取得しなければならないが、産後6週間を経過した後に本人が就業を希望した場合、医師が支障ないと認めた業務に就くことができる。
3. 男性労働者は、配偶者の産後休業が終了する前に育児休業を取得することはできない。
4. 子の看護休暇は、小学校修了前の子を養育する労働者が、勤務先の事業主に申し出ることにより、1年度において5労働日（養育する小学校修了前の子が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得することができる。

**(問題 19)**

(設問D) 労働安全衛生法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、常時使用する労働者が50人以上の事業場であるものとする。

1. 事業者は、特定業務従事者を除く常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、医師による定期健康診断を行わなければならない。
2. 労働者は、事業者の指定した医師以外の医師が行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断を受ける必要がない。
3. 事業者は、一定の労働時間を超えた労働者に対し、人事に関して権限をもつ監督的地位にある者による面接指導を行わなければならない。
4. 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならない。

(問題20)

(設問E) 筒井さん(59歳)は、2022年5月末日に取締役営業部長(使用人兼務役員)として12年間継続勤務していたQA株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した筒井さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、筒井さんはこれまで基本手当を受けたことはない。また、解答に当たっては円未満を切り捨てること。

<資料>

[筒井さんの2021年12月から2022年5月までの給与等の状況]						(単位:円)
月別実出勤日数		基本給	役職手当	役員報酬	通勤手当	
12月分	21日	301,500	40,500	208,500	9,000	
1月分	20日	301,500	40,500	208,500	9,000	
2月分	18日	301,500	40,500	208,500	9,000	
3月分	22日	301,500	40,500	208,500	9,000	
4月分	20日	301,500	40,500	208,500	9,000	
5月分	19日	301,500	40,500	208,500	9,000	
合計	120日	1,809,000	243,000	1,251,000	54,000	

※その他の支給額:退職金(5月末日)3,500,000円  
 ※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。  
 ※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が45歳以上59歳以下)]

賃金日額(W)	基本手当の日額
2,577円以上 4,970円未満	0.8W
4,970円以上 12,240円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 4,970) / 7,270\} W$
12,240円超 16,530円以下	0.5W
16,530円(上限額)超	8,265円(上限額)

1. 5,982円
2. 6,110円
3. 7,762円
4. 8,265円

## (問題 2 1)

(設問 F) 雇用保険の高年齢求職者給付金に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 高年齢求職者給付金を受給するには、離職日の年齢が 65 歳以上で、離職日以前 1 年間に被保険者期間が通算して (ア) 以上なければならない。また、離職日の翌日から起算して (イ) を経過する日までに、公共職業安定所で求職の申込みをしたうえで、失業の認定を受けなければならない。
- ・ 高年齢求職者給付金の額は、原則として、被保険者期間が 1 年未満の場合、基本手当日額の (ウ) 分相当が一括で支給される。

1. (ア) 3 ヶ月 (イ) 1 年 (ウ) 50 日
2. (ア) 6 ヶ月 (イ) 1 年 (ウ) 30 日
3. (ア) 3 ヶ月 (イ) 2 年 (ウ) 30 日
4. (ア) 6 ヶ月 (イ) 2 年 (ウ) 50 日

## (問題 2 2)

(設問 G) 雇用保険の介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 介護休業給付金は、雇用保険の高年齢被保険者には支給されない。
2. 介護休業給付金の額は、介護休業期間中に賃金が支払われなかった場合、支給単位期間 1 ヶ月ごとに、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の 100 分の 50 に相当する額である。
3. 介護休業給付金における対象家族に、被保険者の兄弟姉妹は含まれない。
4. 介護休業給付金は、同一の対象家族を介護するために夫と妻が同時に介護休業を取得した場合、夫婦それぞれに支給される。

## (問題 2 3)

(設問 H) 産前産後および育児休業期間の社会保険料免除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の第 1 号被保険者の産前産後の保険料の免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 ヶ月である。
2. 国民年金の第 1 号被保険者の産前産後の保険料の免除期間は、保険料全額免除期間とされる。
3. 産前産後休業期間に係る厚生年金保険料の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月から、産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までである。
4. 育児休業期間に係る厚生年金保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までである。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題24)

(設問A) 個人事業主の佐久間勝利さんは、妻の絵里さんと2人でKL市に居住している。以下の<資料>に基づき、勝利さんが支払う2022年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[佐久間家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
佐久間 勝利	本人(世帯主)	62歳	前年の総所得金額(事業所得) 364万円
佐久間 絵里	妻	66歳	前年の公的年金収入 130万円

※世帯は2人のみであり、上記以外の収入はない。

[KL市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除 43万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)	平等割(1世帯当たり)
医療分	9.37%	27,200円	22,200円
後期高齢者支援金等分	2.66%	7,500円	6,400円
介護分	2.11%	14,700円	なし

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については、考慮しないものとする。

[公的年金等控除額]

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円

1. 566,400円
2. 581,100円
3. 590,600円
4. 609,500円

## (問題 25)

(設問B) Z A株式会社に勤務する柴田さんに支給された2021年3月から10月までの給与は、以下の<資料>のとおりである。<資料>に基づく柴田さんの健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の時決定および随時改定に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[2021年3月から10月までの給与等の状況]

(単位：円)

	基本給	家族手当		基本給	家族手当
3月支給分	200,000	0	7月支給分	205,000	10,000
4月支給分	200,000	10,000	8月支給分	265,000	10,000
5月支給分	205,000	10,000	9月支給分	265,000	10,000
6月支給分	205,000	10,000	10月支給分	265,000	10,000

※柴田さんは、資格取得時決定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。

※2021年3月の標準報酬月額は、200,000円である。

※Z A社の昇給は、年1回4月に行われ、5月支給分から反映される。

※結婚による家族手当が4月支給分から反映された。また、7月に昇格し、8月支給分からその昇給分が反映された。

※2021年3月支給分から10月支給分について、報酬の支払基礎日数は、いずれの月も17日以上であるものとする。

※上記以外に給与の支払いはない。

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
17	14	200,000	195,000	210,000
18	15	220,000	210,000	230,000
19	16	240,000	230,000	250,000
20	17	260,000	250,000	270,000
21	18	280,000	270,000	290,000

柴田さんは、(ア) から定時決定により標準報酬月額が変動し、(イ) から随時改定により標準報酬月額が(ウ) となる。

1. (ア) 7月 (イ) 10月 (ウ) 260,000円
2. (ア) 7月 (イ) 11月 (ウ) 260,000円
3. (ア) 9月 (イ) 10月 (ウ) 280,000円
4. (ア) 9月 (イ) 11月 (ウ) 280,000円

(問題26)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、大久保さん(42歳)の2022年5月の給与から源泉徴収された所得税額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[大久保さんのデータ]

- ・ 大久保さんはYR株式会社の正社員で、協会けんぽの被保険者である(役員ではない)。
- ・ 標準報酬月額(標準報酬月額)は32万円である。
- ・ 2022年5月の給与の総支給額(源泉所得税・社会保険料控除前)は33万円である。
- ・ 扶養親族等はない。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表(被保険者負担分)]

(単位:円)

標準報酬月額	報酬月額		保険料		
	以上	未満	健康保険	介護保険	厚生年金保険
280,000	270,000	290,000	14,406	2,520	25,620
300,000	290,000	310,000	15,435	2,700	27,450
320,000	310,000	330,000	16,464	2,880	29,280

[雇用保険料(被保険者負担分)] 990円

[給与所得の源泉徴収税額表]

(単位:円)

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		扶養親族等の数
以上	未満	0人
		税額
269,000	272,000	7,280
272,000	275,000	7,390
275,000	278,000	7,490
278,000	281,000	7,610
281,000	284,000	7,710
284,000	287,000	7,820
287,000	290,000	7,920

1. 7,280円
2. 7,610円
3. 7,710円
4. 7,820円

**(問題 27)**

(設問D) 健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人の事業所であって常時使用する従業員が6人の運送業は強制適用事業所とされないが、厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。
2. 個人の事業所であって常時使用する従業員が8人の建設業は、強制適用事業所とされる。
3. 常時使用する従業員が1人の個人の事業所の事業主が法人を設立し、個人の事業所を廃止して法人の事業所として活動を始めた場合、その法人の事業所は強制適用事業所とされる。
4. 強制適用事業所に該当する個人の事業所が、従業員の退職により常時使用する従業員が5人未満となったときは、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。

**(問題 28)**

(設問E) 介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 第2号被保険者は、16の特定疾病のいずれかに該当し、要介護の状態となった場合に介護サービスを利用することができるが、要支援の状態となったときに介護予防サービスを利用することはできない。
2. 第1号被保険者の保険料の徴収方法には、老齢(退職)年金等からの特別徴収と市区町村による普通徴収があり、被保険者が任意で選択することができる。
3. 要支援の認定を受けた人に支給される予防給付では、施設サービスに係る費用が支給される。
4. 介護給付の居宅介護住宅改修費は、住宅を介護に適した状態に改修する場合に、改修費として20万円を上限に支給される。

## (問題 29)

(設問F) TE株式会社に勤務している荒木さん(58歳)は、22歳から雇用保険に加入している。荒木さんは、60歳の定年で退職するか、定年後も会社の継続雇用制度を利用して勤め続けるかを検討している。定年後の荒木さんの雇用保険に関するCFP<sup>®</sup>認定者が行った次の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、要件を満たしているものとする。

- ・「荒木さんが60歳で定年退職して雇用保険の基本手当を受給する場合、一定期間求職の申込みを希望しないときは、申出により(ア)を限度として基本手当の受給期間を延長することができます。」
- ・「荒木さんが会社の継続雇用制度を利用して勤め続ける場合、支給対象月に支払われた賃金が、60歳時点のみなし賃金日額を30倍した額と比較して(イ)未満に低下したときは、原則として高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。なお、給付額として算出された額が賃金日額の下限額の(ウ)に相当する額を超えない場合は、支給されません。」

1. (ア) 6ヵ月 (イ) 75% (ウ) 75%
2. (ア) 6ヵ月 (イ) 80% (ウ) 80%
3. (ア) 1年 (イ) 75% (ウ) 80%
4. (ア) 1年 (イ) 80% (ウ) 75%



## 問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

**（問題30）**

（設問A）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるには、被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して1年以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者は、初めて納付すべき保険料を除き、正当な理由がなく納付期日までに保険料を納付しなかったときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。
3. 任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったときは、その日に被保険者資格を喪失する。
4. 任意継続被保険者は、本人が希望すれば、被保険者資格を喪失することができる。

**（問題31）**

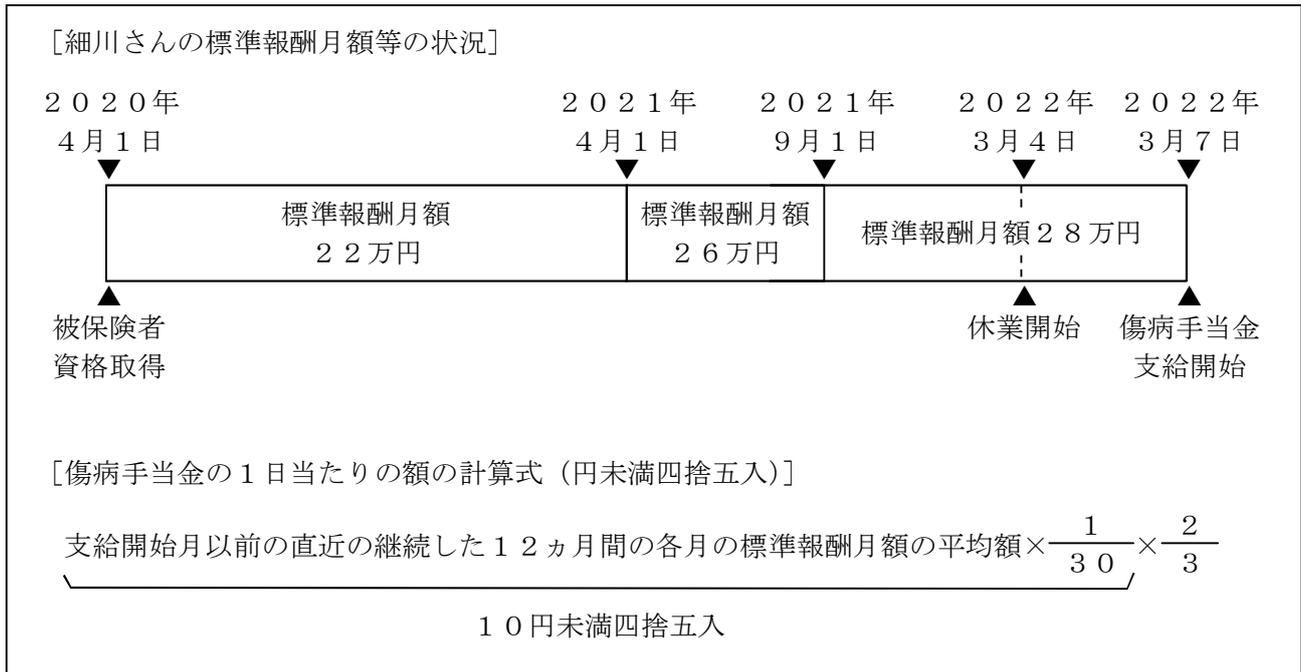
（設問B）協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者になる要件を満たしているものとする。

1. 被保険者と同一世帯に属している配偶者（48歳、障害者ではない）の年間収入が120万円で、かつ、被保険者の年間収入が300万円である場合、配偶者は被扶養者となることができる。
2. 被保険者と同一世帯に属している母（59歳、障害者ではない）の年間収入が150万円で、かつ、被保険者の年間収入が300万円である場合、母は被扶養者となることができる。
3. 被保険者と同一世帯に属していない子（18歳、障害者ではない）の年間収入が100万円で、かつ、被保険者からの援助による収入の年額が80万円である場合、子は被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一世帯に属していない父（68歳、障害者ではない）の年間収入が190万円で、かつ、被保険者からの援助による収入の年額が150万円である場合、父は被扶養者となることができる。

(問題 3 2)

(設問 C) 協会けんぽの被保険者である細川さんは、私傷病により労務不能となり、2022年3月4日から3月21日まで連続18日間休業した。3月22日より職場に復帰したが、同一の傷病により再度労務不能となり、2022年4月1日から4月27日まで連続27日間休業した。この場合、細川さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、細川さんが請求した傷病手当金の1日当たりの額は以下の<資料>に基づいて計算するものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、細川さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとする。

<資料>



1. 235,560円
2. 248,934円
3. 253,680円
4. 271,800円

(問題33)

(設問D) 以下の<資料>に基づき、川久保武さんが2022年5月に支払った医療費に係る協会けんぽの高額療養費(世帯合計額)を請求した場合、払い戻される額として、正しいものはどれか。なお、健康保険限度額適用認定証を提示していないものとし、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。また、特定疾病に係る高額療養費の支給はないものとする。

<資料>

[川久保家の2022年5月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院/外来	医療費	一部負担金
川久保 武	本人 (世帯主)	45歳	QA医院	入院	30万円	9万円
川久保 正義	父	74歳	QBクリニック	外来	10万円	2万円
川久保 雅代	母	72歳	QC病院	外来	10万円	2万円
				入院	25万円	5万円

[川久保家のデータ]

- ・ 武さんは協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は44万円である。
- ・ 正義さんおよび雅代さんは、武さんが加入している協会けんぽの被扶養者である。
- ・ 正義さんおよび雅代さんの所得区分は「一般」である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

所得区分	自己負担限度額(月額)
標準報酬月額28万~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%

[70歳以上75歳未満の自己負担限度額と所得区分]

所得区分	外来の限度額(個人ごと)	外来+入院の限度額(世帯ごと)
一般	18,000円	57,600円

[高額療養費の計算方法]

- ① 70歳から74歳までの人の外来に係る一部負担金について、個人単位で払い戻される額を計算
- ② 70歳から74歳までの人の入院に係る一部負担金と、①によってもなお残る負担金を合計し、70歳以上の世帯単位で払い戻される額を計算
- ③ 70歳未満の人の一部負担金(21,000円以上のものに限る)と②によってもなお残る負担金を合計した世帯全体の負担金から、世帯全体の自己負担限度額(70歳未満の自己負担限度額による)を除き、払い戻される額を計算
- ④ 世帯全体で払い戻される額: ①+②+③

1. 77,070円
2. 91,070円
3. 95,070円
4. 99,570円



問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,628円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times 2003 \text{（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times 2003 \text{（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 780,900 \text{円} \times \frac{20 \text{歳以上} 60 \text{歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480 \text{月}}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,500円

[老齢基礎年金の満額] 780,900円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1959（昭和34）年4月2日～1960（昭和35）年4月1日	26,964円
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	20,897円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,055円

## (問題34)

(設問A) 会社員の藤原誠一さんが64歳に達する日に会社を退職する場合、以下の〈資料〉に基づき誠一さんが退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

## 〈資料〉

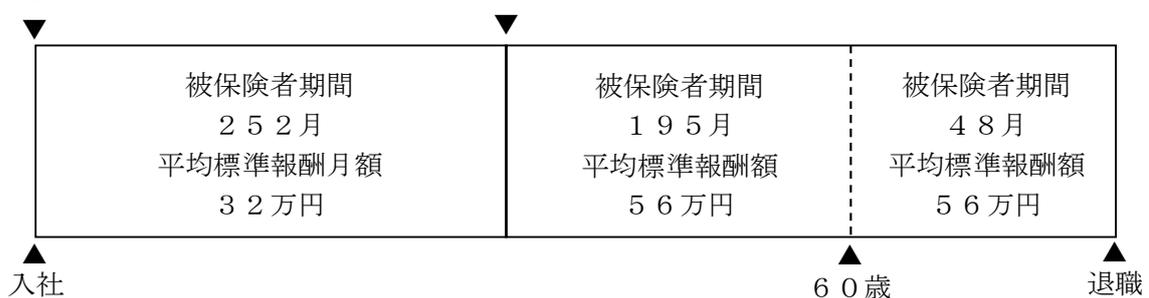
## [藤原さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
藤原 誠一	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>1959 (昭和34)年7月12日生まれ (62歳)</li> <li>1982 (昭和57)年4月にHA社に入社 (厚生年金加入) し、64歳に達する日まで継続して働く予定である。</li> </ul>
藤原 涼子	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>1962 (昭和37)年8月18日生まれ (59歳)</li> <li>1985 (昭和60)年4月にHB社に入社 (厚生年金加入) し、1989 (平成元)年3月末日に退職。その後は専業主婦である。誠一さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。</li> </ul>

## [誠一さんの厚生年金加入歴等]

1982年  
(昭和57年)  
4月

2003年  
(平成15年)  
4月



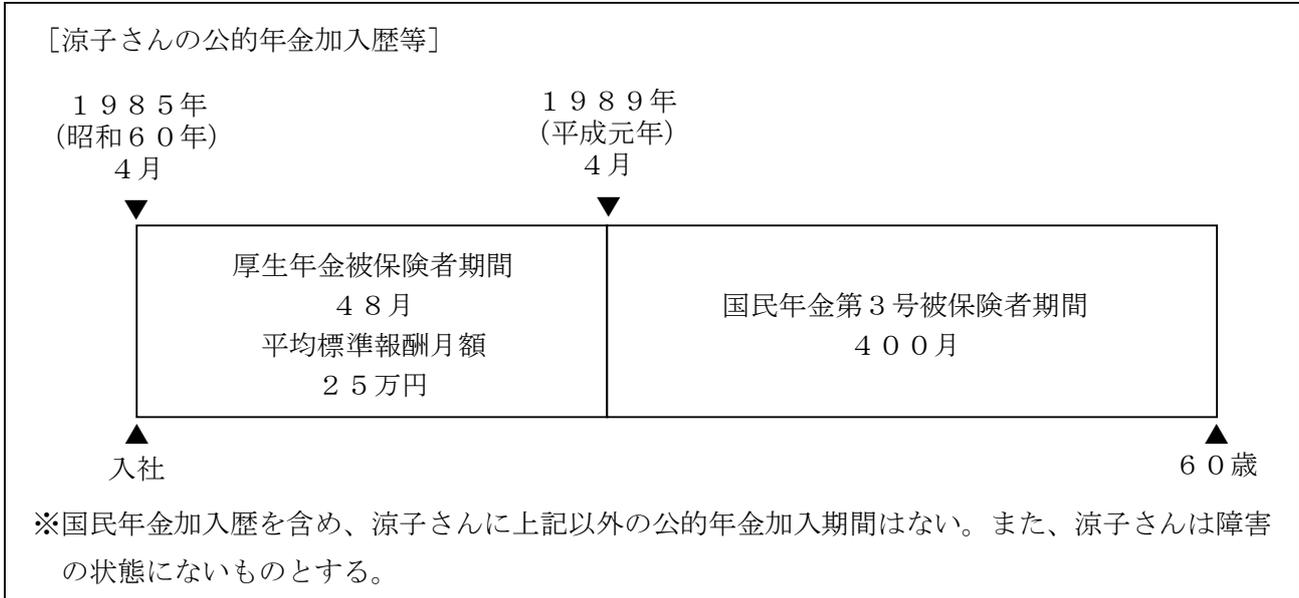
※国民年金加入歴を含め、誠一さんに上記以外の公的年金加入期間はない。また、誠一さんは障害の状態にないものとする。

1. 1,173,085円
2. 1,320,414円
3. 1,544,130円
4. 1,710,914円

(問題 3 5)

(設問B) (問題 3 4) の涼子さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、涼子さんが65歳時に受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 809,721円
2. 829,395円
3. 829,449円
4. 841,358円

(問題 36)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、北山夢子さん(1957(昭和32)年6月25日生まれ)が65歳時に受け取ることができる老齢基礎年金および付加年金の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[夢子さんの公的年金加入歴等]

1977年 (昭和52年)	1980年 (昭和55年)	1983年 (昭和58年)	1986年 (昭和61年)	1998年 (平成10年)	2012年 (平成24年)	2017年 (平成29年)	2022年 (令和4年)
6月	4月	11月	4月	10月	4月	6月	6月
国民年金未加入 34月	厚生年金被保険者 43月	国民年金未加入 29月	国民年金第3号被保険者 150月	国民年金第1号納付済 162月	国民年金第1号全額免除 62月	国民年金任意加入被保険者 60月	
▲ 20歳						▲ 60歳	▲ 65歳

[夢子さんのデータ]

- ・ 夢子さんは、現在独身である。
- ・ 第1号被保険者期間のうち、保険料納付済期間については、付加保険料も納付していた。
- ・ 第1号被保険者期間のうち、全額免除期間に係る保険料の追納はしていない。
- ・ 任意加入被保険者期間についてすべて保険料を納付しているが、付加保険料は納付していない。

[保険料全額免除期間の老齢基礎年金額への反映割合]

免除月数×1/2

1. 688,031円
2. 725,586円
3. 757,986円
4. 808,419円

(問題37)

(設問D) ZB株式会社に勤務している野村直樹さんは、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、直樹さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

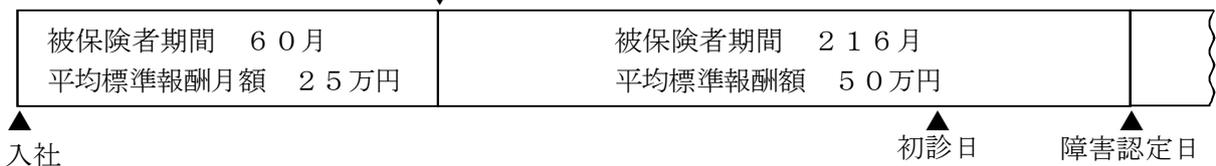
<資料>

[直樹さんのデータ]

- ・ 1975 (昭和50) 年5月27日生まれ (47歳)
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻 (48歳)、長男 (19歳) および長女 (17歳) と同居している。
- ・ 妻、長男および長女はいずれも障害者ではなく、直樹さんに生計を維持されている。

[直樹さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15) 年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 224,700円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 780,900円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり224,700円

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 障害基礎年金 1,200,825円 | 障害厚生年金 1,098,229円 |
| 2. 障害基礎年金 1,200,825円 | 障害厚生年金 1,174,188円 |
| 3. 障害基礎年金 1,425,525円 | 障害厚生年金 1,098,229円 |
| 4. 障害基礎年金 1,425,525円 | 障害厚生年金 1,174,188円 |

## (問題38)

(設問E) TG株式会社に勤務している五十嵐さんは、2022年4月に私傷病のため初めて医師の診療を受けた。以下の<資料>に基づき、障害厚生年金に関するCFP<sup>®</sup>認定者が五十嵐さんに行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

## [五十嵐さんのデータ]

- ・ 1974 (昭和49)年4月3日生まれ (48歳・独身)
- ・ 大学卒業後は、アルバイト勤務をしていた (厚生年金未加入)。
- ・ 2009 (平成21)年4月にTG社に入社し、厚生年金に加入している。

## [五十嵐さんの公的年金加入歴等]

国民年金第1号被保険者		厚生年金被保険者期間 156月	厚生年金に 引き続き 加入予定
保険料 未納期間 120月	保険料 納付済期間 60月		
▲ 20歳	▲ 入社	▲ 初診日	▲ 障害認定日

※上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 「五十嵐さんが2022年9月に退職する場合、退職後に障害等級に該当する障害の状態になっても障害厚生年金は支給されません。」
2. 「五十嵐さんは、保険料納付要件を満たしているため、障害認定日に障害等級に該当する障害の状態になった場合、障害厚生年金が支給されます。」
3. 「五十嵐さんの傷病が、2023年3月に治ったときは、その治った日が障害認定日となります。」
4. 「五十嵐さんが障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかった場合でも、その後障害の程度が重くなり、65歳に達する日の前日までの間にその傷病により障害等級に該当したときは、65歳に達する日の前日までの間に障害年金の支給を請求することができます。」

(問題 39)

(設問F) HC株式会社に勤務していた湯本英雄さんは、2022年4月12日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、英雄さんが死亡した時点で妻の幸子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

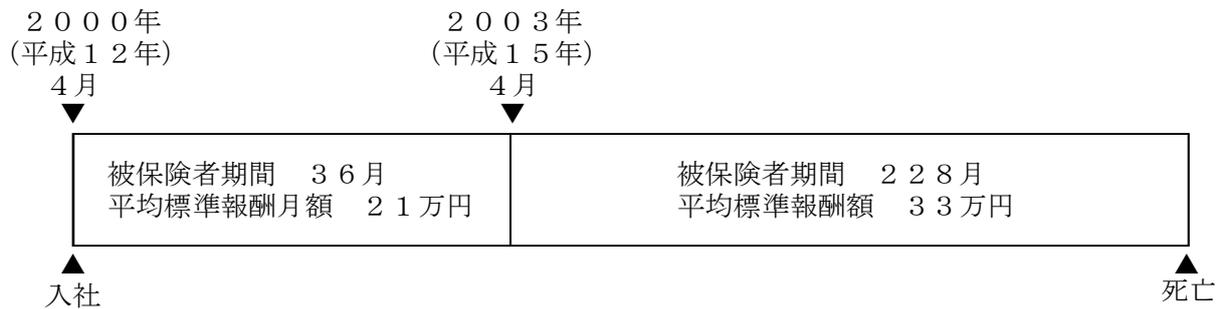
<資料>

[湯本さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
湯本 英雄	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>1981 (昭和56)年9月12日生まれ (死亡当時40歳)</li> <li>高校卒業後の18歳から死亡するまでHC社に勤務 (厚生年金加入) していた。</li> </ul>
湯本 幸子	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1982 (昭和57)年10月15日生まれ (39歳)</li> <li>25歳の時に英雄さんと結婚し、以後専業主婦として、英雄さんに生計を維持されていた。</li> </ul>
湯本 英太郎	子	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013 (平成25)年8月20日生まれ (8歳・小学生)</li> <li>英雄さんに生計を維持されていた。</li> </ul>

※湯本さん家族は、いずれも障害者ではなく、同一世帯である。

[英雄さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額] 585,700円

[遺族基礎年金の額] 780,900円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 224,700円

1. 1,178,277円
2. 1,355,292円
3. 1,402,977円
4. 1,535,436円

(問題40)

(設問G) 個人事業主である小山正明さんは、2022年4月20日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、正明さんの死亡により妻の真由美さんが受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[小山さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
小山 真由美	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1968(昭和43)年9月15日生まれ(53歳)</li> <li>・ 25歳の時に正明さんと結婚し、以後正明さん死亡時まで正明さんに生計を維持されていた。</li> <li>・ 18歳から7年間厚生年金に加入していたが、25歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金の保険料を継続して納付している。付加保険料は納付していない。</li> </ul>
小山 正明	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1966(昭和41)年4月10日生まれ(死亡当時56歳)</li> <li>・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金の保険料と付加保険料を継続して納付していた。</li> <li>・ 厚生年金の加入歴はない。</li> <li>・ 障害基礎年金の支給を受けたことはない。</li> </ul>

※小山さん夫婦に子はいない。

1. 真由美さんが寡婦年金を受給する場合、正明さんが死亡した日の属する月の翌月から受給することができる。
2. 真由美さんが寡婦年金を受給している時に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求し、その受給権を取得した場合、寡婦年金の受給権は消滅する。
3. 真由美さんが死亡一時金を受給する場合、死亡一時金に8,500円が加算される。
4. 真由美さんが死亡一時金を受給できる場合、その権利はそれを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効により消滅する。

(問題 4 1)

(設問H) 会社員の小坂さん夫婦は、老齢年金の繰上げ受給を検討している。以下の<資料>に基づく老齢年金の繰上げ受給の請求に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[小坂さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
小坂 尚人	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1960 (昭和35)年5月6日生まれ (62歳)</li> <li>・ 1982 (昭和57)年4月にK P株式会社に入社 (厚生年金加入) し、65歳の誕生月の月末まで継続して働く予定である。</li> <li>・ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳である。</li> </ul>
小坂 佳子	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963 (昭和38)年3月19日生まれ (59歳)</li> <li>・ 1985 (昭和60)年4月にK Z株式会社に入社 (厚生年金加入) し、60歳の誕生月の月末まで継続して働く予定である。</li> <li>・ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は63歳である。</li> </ul>

※小坂さん夫婦に子はいない。

※小坂さん夫婦は障害の状態ではない。

1. 尚人さんが、64歳に達するまでの間に老齢厚生年金の繰上げ受給を請求する場合、同時に老齢基礎年金についても繰上げ受給を請求しなければならない。
2. 尚人さんが、64歳に達した月に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求した場合、この繰り上げた老齢基礎年金については在職老齢年金としての調整対象にはならない。
3. 佳子さんが、国民年金に任意加入する場合、佳子さんは任意加入中に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求することができる。
4. 佳子さんが、老齢年金の繰上げ受給を開始した後、65歳になるまでの間に尚人さんが死亡して遺族厚生年金の受給権を取得した場合、65歳に達するまでは繰上げ受給の老齢年金または遺族厚生年金のうち選択したいずれか一方のみが支給される。

## (問題 4 2)

(設問 I) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には合意分割と 3 号分割がある。離婚時の年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割については、夫婦の協議により 2 分の 1 を上限として按分割合を定めるが、按分割合について合意できない場合、当事者の一方の請求により、家庭裁判所が按分割合を定めることができる。
2. 3 号分割については、国民年金の第 3 号被保険者であった人の相手方が障害厚生年金の受給権者である場合、その障害厚生年金の額の計算の基礎となる期間について、分割の請求は認められない。
3. 離婚時の年金分割によるみなし被保険者期間は、老齢厚生年金に加給年金額が加算される要件である 20 年以上の被保険者期間に算入されない。
4. 婚姻の届出をしていない事実上の婚姻関係にあった夫婦については、離婚時の年金分割を請求することはできない。

## 問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題43)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「事業主等」とは、事業主および基金（基金を設立して確定給付企業年金を実施する場合）のことをいう。

1. 50歳未満の人に対して老齢給付金を支給することを規約に定めることができる。
2. 老齢給付金の受給要件を満たしており、かつ支給の請求をしていない加入者または加入者であった人は、規約に定めがある場合、支給の繰下げを事業主等に申し出ることができる。
3. 3年を超える加入者期間を脱退一時金の支給要件として規約に定めることはできない。
4. 退職により加入者資格を喪失し、かつ規約で定める脱退一時金を受け取ることができる中途脱退者は、脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換することを事業主等に申し出ることができる。

## (問題44)

(設問B) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 企業型の加入者が掛金を拠出する場合（マッチング拠出）、加入者の掛金は事業主掛金の額を超えることはできず、事業主掛金と加入者掛金の合計額は拠出限度額を超えてはならない。
2. 個人型または企業型のマッチング拠出により加入者が拠出した掛金は、所得税の計算上、小規模企業共済等掛金控除として全額を加入者の所得から控除することができる。
3. 企業型の加入者資格を喪失した場合、その翌月から起算して6ヵ月以内に移換等の手続きをしなければ、積み立てた年金資産は国民年金基金連合会に自動移換される。
4. 個人型に加入している国民年金の第3号被保険者が、老齢給付金を一時金で受け取った場合、その一時金は所得税の計算上、一時所得とされる。

## (問題 4 5)

(設問C) 自営業者の落合さん(40歳4ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。落合さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

## &lt;資料&gt;

## [給付の型と加入口数]

給付の型		加入口数	受給年金額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳~終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳~終身	15年保証期間付
	I型	1口	5,000円	65歳~80歳	15年確定年金

## [加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金
40歳	1口 906円	1口当たり 302円
41歳	1口 951円	1口当たり 317円

1. 312,700円
2. 312,100円
3. 309,700円
4. 306,000円

(問題 4 6)

(設問D) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金基金の終身年金の掛金額は、加入時の年齢や選択した給付の型が同じであっても性別によって異なる。
2. 国民年金の第2号被保険者および第3号被保険者は、国民年金基金に加入することができない。
3. 国民年金基金の加入員が国民年金の保険料を一部免除される場合、原則として国民年金基金の加入員資格を喪失する。
4. 国民年金基金の加入員資格を喪失した場合、脱退一時金が支給される。

(問題 4 7)

(設問E) 中小法人の役員である橋口さん(39歳)は、老後資金確保のため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づき、橋口さんが70歳で役員を退任した場合に受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[橋口さんの加入内容等]

- ・ 40歳から70歳になるまで30年間加入
- ・ 70歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る。
- ・ 掛金月額推移
 

40歳加入時	： 10,000円
50歳から	： 40,000円 (30,000円増額)
60歳から	： 60,000円 (20,000円増額)

[共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって算定される。

共済金A：法人役員については、法人が解散したとき

共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上になったとき

[掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
360月	217,400円	210,590円

1. 15,288,400円
2. 14,709,800円
3. 14,196,600円
4. 13,868,800円

問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題48)

(設問A) 以下の<ZC社のキャッシュフロー計算書>は<ZC社のデータ>を反映して作成されている。空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

<ZC社のデータ>

(単位：千円)		
勘定科目	前期末残高	当期末残高
貸倒引当金	100	150
棚卸資産	900	500
買掛金	1,000	1,500

<ZC社のキャッシュフロー計算書>

(自：2021年4月1日 至：2022年3月31日)

		(単位：千円)
I	営業活動によるキャッシュフロー	
	税金等調整前当期純利益	300
	減価償却費	100
	貸倒引当金の増減額	***
	棚卸資産の増減額	***
	仕入債務の増減額	***
	小計	***
	利息および配当金の受領額	10
	利息の支払額	▲20
	営業活動によるキャッシュフロー	(ア)
	(以下省略)	

1. 1,340
2. 540
3. 440
4. 340

## (問題 49)

(設問B) 以下の<資料>に基づくYA県の創業融資に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、YA県の創業融資の要件を満たしているものとする。

## &lt;資料&gt;

融資対象者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1ヵ月以内に新たに県内で創業する者または創業日から1年を経過していない者</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2ヵ月以内に新たに県内で会社を設立して創業する者または創業日から1年を経過していない会社</p> <p>(3) 県内で事業を営んでいる会社であって、自らの事業の全部または一部を継続しつつ新たに県内で会社を設立して創業しようとする者または創業日から1年を経過していない会社</p> <p>(4) 勤務した企業と同一業種の事業を新たに創業しようとする者および創業後1年以内の者で、同一業種で通算5年以上の勤務歴がある者</p>
融資限度額	<p>1,500万円。ただし、事業を営んでいない個人の場合は、借入金額と同額以上の自己資金を有していることが必要である。また、次の資金は融資の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入金の返済や納税に充てる資金</li> <li>・ 土地、住宅、株式、乗用車を取得するための資金</li> <li>・ 転貸資金</li> <li>・ 申込者以外が使用する設備を設置するための資金</li> <li>・ 県外に設置する設備のための資金</li> <li>・ 導入済みの設備のための資金（ただし、未払い部分は対象となる）</li> </ul>

1. 事業を営んでいない個人が、創業後に事業で使用する乗用車を分割払いで購入した場合、県内で創業した日から1年を経過していなければ、その未払い部分について融資対象となる。
2. 事業を営んでいない個人が、融資実行日から1ヵ月後に新たに県内で会社を設立して創業する場合、同一業種の勤務歴が通算3年のときでも融資対象者に該当する。
3. 事業を営んでいない個人が、融資実行日から3ヵ月後に新たに県内で創業を予定している場合、同一業種で通算6年の勤務歴があり、勤務した企業と同一業種の事業を創業するときは、融資対象者に該当する。
4. 県内で事業を営んでいる会社が、自らの事業の一部を継続しつつ新たに県内で会社を設立して創業する場合、創業時の自己資金が300万円であっても融資限度額は1,500万円となる。

問 1 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 5 0)

(設問A) 天野喜朗さんは、公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて、公正証書遺言1通を作成する予定である。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 喜朗さんの相続人は、妻、長男および二男である。
- ・ 喜朗さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は11,130万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 妻、長男および二男が取得する財産の相続税評価額が法定相続分と同じになるように現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	1,650万円	1,650万円
	乙宅地上の建物	1,320万円	1,320万円
	現金	—	****万円
長男	甲宅地	3,210万円	3,540万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,400万円	2,760万円
	現金	—	****万円
合計		—	20,400万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*\*」にしてある。

## ＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に超過額5,000万円までごとに13,000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	95,000円に超過額5,000万円までごとに11,000円を加算した額
10億円を超える場合	249,000円に超過額5,000万円までごとに8,000円を加算した額

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 136,000円
2. 114,000円
3. 101,000円
4. 82,000円